

## 確認事項（伊方3保安規定 有毒ガス）

No.	提示月日	大項目	中項目	対象資料	対象箇所	確認内容
1	2020/3/18	—	—	伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料 令和2年2月20日	p60 保守管理計画 第119条	補足説明資料上[4. 保安対象範囲の策定]の記載について、防液堤、中和槽等がどの項に該当するのかまで説明すること。 中和槽等の「等」はなにを意図しているのか説明すること。
2	2020/3/18	—	—	伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料 令和2年2月20日	p61～64	「作業等で取り扱う新たな有毒化学物質等の評価に係る業務フロー」及び「発電所敷地外の固定源評価に係る業務フロー」が保安規定の記載からどのように紐付くか、下位文書名も含めて説明すること。
3	2020/3/18	—	—	伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料 令和2年2月20日	p68	薬品タンクローリーのうち、敷地内可動源として特定されないものがあるのか、それともすべから敷地内可動源と位置付けられるのか説明すること。敷地内可動源として位置付けられた薬品タンクローリーは、積載している薬品を全て薬品タンクローリーから外(タンク等)に移送してからタンク等受入(納入)場所から移動する運用としているのか説明すること。
4	2020/3/18	—	—	伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料 令和2年2月20日	p68 下から2行目 p76別紙11-2	連絡体制又は実施体制の誤記であれば修正すること。
5	2020/3/18	—	—	伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料 令和2年2月20日	p69	敷地内可動源に随行・立会いする発電所員が用いる、既存の設置許可基準規則第35条及び第62条の通信連絡設備を特定して説明することに加えて、p78別紙12-1で使用する具体的な通信連絡設備を説明すること。
6	2020/3/18	—	—	伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料 令和2年2月20日	p69 上から10行目	設置許可基準規則第35条、第62条の通信設備について、既許可の基準適合性結果に影響を与えるものではないことについて、詳細に説明すること。

## 確認事項（伊方3保安規定 有毒ガス）

No.	提示月日	大項目	中項目	対象資料	対象箇所	確認内容
7	2020/3/18	—	—	—	—	平成29年7月25日付け「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等に係る対応について(報告)」を補足説明資料に追加した上で、(報告)内の関係する社内規定文書と本申請の有毒ガス防護に係る保安規定で規定するとしている社内規定を紐付けて案として整理し説明すること。